

体育会バイク入構規則

- 1、車登録表に必要な事項を記入の上、体育会会員証のコピーを貼り付け、体育会本部まで提出してください。
- 2、ステッカーの有効期限は一年間とします。例外として新機購入する場合は発行を受け付けます。
- 3、ステッカーはバイクの見える位置に必ず貼ってください。
- 4、平日（8時～22時）は西門から、休日及び平日夜間は南門から入構すること。
- 5、入構の際は、門前で必ず一時停止し、確認を受けること。
- 6、構内でもヘルメットは必ず着用すること。
- 7、デイビス記念館や生協、グラウンド、コートへの乗り入れ、移動手段に使うことは禁止です。
- 8、構内は制限速度20km/h 厳守です。
- 9、過剰にエンジン音を鳴らすなど周囲に迷惑がかかる走行を行わないこと。
- 10、北門または真誠館前の駐輪場に駐輪すること。いかなる理由があっても定められたスペースに駐輪し、特に緊急車両通行の妨げになるような駐輪（コーンの外側）は厳禁とする。1台でも多くのバイクを駐輪できるように、きれいに詰めて駐輪すること。
- 11、土日祝日は、各部定められた曜日（各部の希望をもとに本部が決定した曜日）しか認めない。

上記の規定を厳守することは必要最低限のことであり、バイク入構が体育会員のみに認められた権利であることに鑑み、他の学生や教職員への配慮を忘れず、モラルを持った行動が前提となる。体育会1人の行動が体育会全体の行動として見られ、軽率な行動が体育会全体に迷惑をかけてしまうことを自覚すること。

またルールを破った部員が属する部は、その日より1年間西門からのバイク利用を禁止する。（3月8日 2013年度体育会総会にて承認）同志社体育会本部

誓約書

私は二輪車の入構に際し体育会会員としての自覚を持ち責任ある行動を取ることを誓います。もし違反のあった場合は体育会本部の定める罰則に従います。

署名 _____

体育会会員証のコピーを貼り付ける

学部 _____ 学科 _____ 年度 _____ 番 _____

部名 _____

名前 _____ 電話番号 _____

ナンバープレート _____ 車種（例 jog） _____ 車体色 _____